

専修学校専門課程による社会人等向け短期プログラムについて（たたき台）

1. 趣旨

専修学校専門課程は、社会人等の学び直しの機関としての役割の強化が期待されおり、働き方改革を実現する上でも、短期間で職業に結びつく学習環境整備が喫緊課題。

2. 具体的な施策

文部科学大臣認定制度「職業実践専門課程」とは別に、専修学校専門課程による社会人等向け短期プログラムを文部科学大臣が認定する制度を創設することにより、社会人等の学び直しを促進する。

（1）認定対象

2年未満の短期プログラム（120時間以上2年未満）

（2）認定要件

産業界のニーズを踏まえたものであるとともに、社会人等の学び直しに貢献するプログラムである必要があることを踏まえ、以下の要件を設定する。

- ① 当該短期プログラムを提供する専修学校専門課程について、職業実践専門課程の認定要件（修業年限及び総授業時数に関する要件を除く）を満たす課程とする。

（参考）職業実践専門課程の認定要件

- ・ 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- ・ 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- ・ 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- ・ 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

- ② 短期プログラムについて、以下の要件を満たすものとする。

- ・ 夜間開講等、社会人等が受講しやすい工夫が整備されていること
- ・ 受講後の就職状況からみて十分な効果があると認められること

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（第10回）
社会人等向け短期プログラムについての主な意見（抜粋）

- 社会人等の学び直しに資するためには、産業界のニーズを踏まえた実践的で体系的なプログラムであるということが非常に重要。新たに認定要件を設定する際に、職業実践専門課程の要件のうち、産業界との連携に関する部分を活用することが理にかなっている。
- 経済的な問題からも学び直しをためらう社会人も存在する。短期プログラムについては厚生労働省の専門実践教育訓練給付の対象となることで、一層の利用拡大等が見込めるのではないかと。
- 短期のプログラムについては、例えば厚生労働省の認定講座では介護の初心者研修プログラムは130時間。実務者講座は450時間。このような他省庁の制度との整合性も考慮し総合的に制度設計していく必要がある。また各都道府県独自の認定講座も存在する。
- 厚生労働省の専門実践教育訓練給付の対象になるには、ある程度食べていけるくらいの資格であること等が必要。
- 短期プログラムが2年未満という要件設定であるとする、看護の通信制は2年制なので排除されてしまう。介護等は2年未満があり対象となるが、福祉系で格差が生まれることのないようにしていただきたい。
- 社会人学び直しについては、大学以上に専門学校が期待されており実績もあるので短期プログラムの構想は大変重要。短期プログラムについても、産業界との連携を生かして、本当に実のあるプログラムが多く出てくるのではないかと。120時間より短期のプログラムもあると思うので120時間に関わらず各団体あるいは専門学校では是非多様な時間の短期のプログラムを作って、ニーズに応えていただきたい。